

大豆供給円滑化推進事業実施要領

制 定 令和5年12月1日付け5農産第3263号
一部改正 令和6年1月29日付け5農産第3927号
一部改正 令和6年4月1日付け5農産第4052号

農林水産省農産局长通知

第1 趣旨

大豆供給円滑化推進事業の実施については、大豆供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和5年12月1日付け5農産第2847号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の対象

- 第4の事業の対象は次の要件を全て満たす大豆（以下「対象大豆」という。）とする。
- (1) 公益財団法人日本特産農産物協会が別に定める業務規程における収穫後の入札取引に従って上場された令和5年度産の大豆であって、当該入札取引において不落となったもの。
 - (2) 大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者の複数に販売予定のもの。ただし、令和6年11月30日まで販売しないこと。
 - (3) 本事業で保管する大豆の全量又は一部は、保管する倉庫が所在する都道府県で生産されたものであること。
 - (4) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者が保有する倉庫、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫で保管されたものであることとする。ただし、麦・大豆保管施設整備事業（令和2年度補正予算、令和3年度補正予算）、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策（令和4年度一般予備費）、产地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）のうち麦・大豆ストックセンター整備対策（令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）で国から支援を受け整備した倉庫は対象外とする。
 - (5) 事業実施主体が購入し、事業実施主体に所有権移転したものであること。
 - (6) 農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める種類、銘柄、品位ごとに区分され、それぞれ9.6トン以上の単位であること。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 農業者団体又は大豆の販売を業とする者。
- (2) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- (3) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

第4 事業の内容

事業実施主体は、大豆の供給円滑化を図るため、事業実施主体が保有する対象大豆の数量を上限として、当該対象大豆の在庫について、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保有する対象大豆が保管されていることの確認
- (2) 当該対象大豆の入出庫の確認

- (3) 当該対象大豆に係る保管等に要した経費の算定・申請
- (4) 当該対象大豆の本事業に係る報告

第5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

第6 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとする。ただし、事業実施主体における費用負担が大きく、支援の緊急性が高いことから、対象大豆が不落となつた日に遡って当該日以降の取組について支援対象とすることができるものとする。

第8 実施基準

- 1 事業実施主体が国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第9 事業実施等の手続

1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業計画を作成し、対象大豆を保管する倉庫ごとに所在する都道府県知事へ提出するものとする。なお、その際、事業実施主体は別記様式第1号別添3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスシートを添付するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し適切と認めた場合は、別記様式第2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

2 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、(1)の(2)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
 - (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。ただし、予算を超える申請があった場合は申請数量に応じて案分を行い、第4の(1)の事業を優先的に採択する。
 - (3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。
- 3 事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1から2までに準じて行うものとする。
- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業の追加、中止又は廃止

- (3) 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第10 事業の実施

第4の事業については、第9の2の（3）で承認を受けた事業実施計画に基づき、事業を実施する。

第11 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

第12 事業実施の経過報告

- 1 事業実施主体は、第4の（4）の規定による報告について、事業実施年度における事業実施の経過報告書を別記様式第3号により作成し、当該年度の9月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業実施の経過報告書を取りまとめ、同年度の10月末日までに別記様式第4号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により報告された内容について、必要に応じて公表するものとする。

第13 事業実施状況の終了時報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度における事業終了報告書を別記様式第5号により作成し、当該実施年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業終了報告書を取りまとめ、同年度の7月末日までに別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により報告された内容について、必要に応じて公表するものとする。

第14 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第15 指示

- 1 農産局長は、輸入の途絶、遅延等により、大豆の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、事業実施主体に対して事業実施主体が保管する大豆の市場への提供を指示することができる。
- 2 農産局長は、自然災害の発生等により、大豆の安定供給に支障が生じると認める場合、事業実施主体に対して事業実施主体が保管する大豆の全部又は一部の取崩し、市場への提供その他の必要な措置を指示することができる。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1
補助対象経費

| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
|-----|------|--|---|
| 事業費 | 保管料 | 本事業を実施するため に必要な対象大豆の保管 に係る経費 | ・事業の対象となる大豆は事 業実施主体が各経費を負 担しているものであるこ と。 |
| | 運搬費 | 本事業を実施するため に必要な産地から倉庫へ の輸送に係る経費 | |
| | 荷役料 | 本事業を実施するため に必要な産地又は倉庫に おける積み下ろし等に係 る荷役料 | |
| | くん蒸費 | 本事業を実施するため に必要な保管時のくん蒸 に係る経費 | |

予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

別表 2

| 補助対象経費 | 補助単価・補助率 | 注意点 |
|------------------------------|--|------------------------------|
| 1 大豆の倉庫での保管料 | 定額（1／2相当）（3期制の 場合の保管料：107円（1期）／ ト、2期制の場合の保管料：160 円（1期）／ト） | ・事業実施主体が経費 を負担しているこ と。 |
| 2 産地から倉庫への輸送に 係る運搬費 | 1／2以内 | |
| 3 産地又は倉庫における積 み下ろし等に係る荷役料 | 1／2以内 | |
| 4 保管時のくん蒸費 | 1／2以内 | |

補助単価・補助率欄の保管料については、3期制の場合は1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とし、2期制の場合は1日から15日まで、16日から月末までをそれぞれ1期とする。